

第8回 規制見直し基準WG 議事録（環境省ヒアリング）

1. 日時：平成17年10月19日（水）11:00～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：通知・通達等法令以外の規定に基づく規制
 - ・建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について
 - ・浄化槽法の施行について
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、大橋専門委員、山本専門委員
環境省
 - ・建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 関 莊一郎
(以下「関産業廃棄物課長」という)
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐
豊住 朝子(以下「豊住課長補佐」という)
 - ・浄化槽法の施行について
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室長
松原 徳和(以下「松原浄化槽推進室長」という)

鈴木主査 よろしいですか。それでは、30分程度で「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」意見交換をしたいと思います。

調査票に基づきまして、最初に10分くらいで御説明いただいて、残りを質疑に当たりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

関産業廃棄物課長 環境省の産業廃棄物課長の関でございます。よろしくお願ひいたします。

調査票に基づきまして、簡単に御説明させていただきます。この通知は平成13年に発出したものでございまして、お手元の表6に書いてございますように、建設業界というのは発注者や元請業者、下請業者、廃棄物の処理業者と多くの関係者が廃棄物の処理に関与しております。したがって、大変複雑な構造となっておりますので、その点で廃棄物に関しては、いろいろと問題が起きる場合も多いというのが状況であります。

また、建設工事に伴いまして、多量の廃棄物が排出されておりますけれども、その性状がさまざまであるということと、量がそもそも多いという特徴がございます。

こういうこともございまして、業界の構造が複雑であるのと、廃棄物そのものが多量かつ多種であるということもございまして、建設廃棄物の適正な処理というのは、いろいろと過去にも問題を起こしているというものでございます。

ちなみに最新のデータで平成 15 年ので申し上げますと、不法投棄の場合でありますけれども、件数で見ましても、約半分が建設関係の廃棄物になっておりますし、量で見ますと、年によって変動はありますけれども、平成 15 年は特に多くて、不法投棄の量のうち 9 割が建設廃棄物であったというものでございます。

また、全体の産業廃棄物の量は年間約 4 億トンでございますけれども、その 2 割弱が建設系の廃棄物であるということで、全体で見ましても、量は大変多いという状況になります。

そういうことでありますので、いろんな方が関係しておりますけれども、建設廃棄物の適正処理を促進して環境の保全や公衆衛生の向上を図るということを目的といたしまして、建設廃棄物の処理指針というものを私どもで作成いたしました。この指針を周知するために、これから御議論させていただきます通知を発出したものでございます。

なお、この指針は建設廃棄物の種類や、計画から最終処分に至るまでの建設廃棄物を適正に処理するために必要な事項を具体的な例示とともにわかりやすく示したものでありまして、いわゆるマニュアルとかガイドラインに相当するものでございます。

続きまして、「7. 通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由」につきまして御説明させていただきます。

この建設廃棄物の処理指針というのは、廃棄物処理法の法令等でさまざまな規定がございますけれども、その内容を建設工事等から生ずる廃棄物の処理の観点からわかりやすく解説したようなものでございます。

また、その指針におきましては、内容に具体性を持たせるために、実際の建設工事で用いられておりますさまざまな方法等や廃棄物の発生抑制のためのさまざまな対策等を例示いたしまして、そういう場合にいかに対応するかということを示したものでありまして、このように現場で広く活用されるものとなるように配慮してございます。

したがって、この中で例示がございますけれども、あくまでも例示は例示として示しておりますので、例示されたもの以外の工法や発生抑制の対策を排除するものでは勿論ございません。

この指針を普及周知するための頭紙として付いております通知そのものも、その指針の周知によりまして、建設廃棄物の適正な処理を促進するためのものでありますので、法令の形式で制定することにはなじまないと考えております。

「8. 通知・通達等の法的効果」でございますけれども、ただいま御説明申し上げましたように、この通知は指針の周知を目的としておりますので、指針そのものに法的拘束力がございませんので、通知自体にも法的な拘束力はないと私どもは考えておりまして、9. でありますけれども、不利益というのは特にないと考えております。

以上でございます

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、どうぞ御質問を。

大橋専門委員 7. の「例示された以外の工法や発生抑制策を排除するものではない」

ということは、この通達と言いますか、周知の中にそのこと自体が明確に書いてあるの
でございますか。

関産業廃棄物課長 中には建設工事でこういう場合が起こるということを一例とし
て示すというふうに丁寧に、それぞれこれは例でありますよという形で書かせていた
いております。

鈴木主査 その場合、例示された以外の工法や発生抑制策を取る場合にはどうするの
ですか。何か届出るとか、お伺いを立てるということをしなくてはいけないのか。それ
とも自分の判断で同等の効力というのを持つものだから、やってもおとがめなしなのか、
そこはどうですか。

関産業廃棄物課長 廃棄物処理法は原則許可制になってございまして、例えば。

鈴木主査 こういうやり方でやりますという。

関産業廃棄物課長 それで都道府県知事が許可権者でありますけれども、さまざまな
規制がかかっておりまして、それに該当するかどうかということは都道府県知事が最終
的に判断いたしますけれども、その際の目安として事業者の方にもわかりやすいように
ということで例示しているということでございます。

山本専門委員 そうすると、これは都道府県、各政令市、産業廃棄物行政主管部長宛
てになっていますね。ガイドラインと呼んでおられるのですか。

関産業廃棄物課長 指針をつくったので周知するという通知でございまして。

山本専門委員 産業廃棄物行政というのは、法定受託事務ですか。自治事務ですか。

関産業廃棄物課長 ほとんどの規制行為というのは法定受託事務です。

山本専門委員 そうすると、これは地方自治法のカテゴリーで言うとどういう性格を
持っているということですか。処理基準ですか。

関産業廃棄物課長 処理基準ではございまして、指導・助言に当たるものです。

山本専門委員 技術的助言の方だということですか。それははっきりとは書いてある
のですか。指針という言葉を使っているからそうだとしたことなのですか。

関産業廃棄物課長 処理基準のときには処理基準というふうに明記してありまして、
それ以外のものにはそういう記載はしておりません。

山本専門委員 先ほどの建設汚泥の取扱いというのは、(7)ですが、非常に細かく
数字を挙げていて、更に工法に関しても、この時点で判断すると書かれているのですけ
れども、技術的助言だということになると、これから外れたことを都道府県等はやっ
てもいいということになるかと思うのですが、それでもよいという御認識でこれを技術
的な助言にされたのですか。

関産業廃棄物課長 今御指摘の点は、廃棄物に該当するかどうかという論点でござい
ます。これは大変大きな論点でございまして、廃棄物処理法におきましては、20種類
のものを産業廃棄物としております。その中の1つに汚泥というジャンルがございまし
て、汚泥というのは字のとおりで、泥状のどろどろしたものである。社会通念上の汚泥

というのは廃棄物だと。これは皆さんが納得していただいているのですけれども、土も建設工事でどろどろしたような形で水とまじったり、薬液を注入して出てくることがございまして、そういう極端なものは廃棄物になるのですけれども、境界線というのは極めて難しい話でございまして、場所と状況等に応じて廃棄物になったりならなかったりという性質を有しております。

実際の排出事業者の方も大変苦慮されておりました、排出事業者の声を聞いたり、自治体の声を聞いたり、専門家の意見を聞きまして、大体の目安を示すことによって、混乱が少なくなるであろうということでこの辺をとりまとめたものでありまして、クリアーカットになっているかということ、客観的に100%クリアーカットには書けないものであります、例えば泥状の状態というのは、ダンプトラックに山積みができて、その上を人が歩けない状態を言うとの建設汚泥に引き寄せてこういうふうにしております。

つまり、人が歩いたり、ダンプカーに載せられないように、こぼれてしまうものというのは泥状が強いということで、そういうものは廃棄物でございます。

それだけではわかりにくいので、例えば土砂の強度、固さを示すような土木工学的な指標を用いて見ると、おおむねそういうものというのは、コーン指数という円錐を差し込んだときの強さでありますけれども、200kN/m²以下であると。大体この程度でございます。

こちらはあくまでも例示でありまして、現場で個別具体的に廃棄物として対応しないと、生活環境や公衆衛生上問題があるかどうかということは、最終的に県知事が判断する。そのための例示としての目安であるというふうに考えております。

山本専門委員 「あじさい」の方に出てきている「掘削工事から排出するときは」というところは、これも例示だということですか。(7)の4段落目ですかね。

関産業廃棄物課長 これも例示でございまして、(7)に関して言いますと、第2パラグラフの泥状とはこうこうでありますということをもって判断するのが技術的に最も妥当であると。ただ、これだけではわかりにくいのでということであります。

いずれにしても、第4パラグラフ、御指摘の点におきまして、掘削工事から排出されるときには、水を利用して云々かんぬんと書いておりますけれども、水を利用して掘削いたしますと、土というのは泥状になります。それらがシステム内での工程を経て、もはや泥状ではないような形で、システムの外に出るときにはその段階をもって廃棄物に該当するかどうかを判断すればよいというものを示したものであります。

よくお問い合わせもありますけれども、4つほど代表的な工法ごとの流れを書いておりますけれども、これも例示でございまして、勿論、技術は日進月歩でありますから、違う方法がありますし、それを当然排除しているものではございません。

山本専門委員 そうすると、具体的にこの要望が出てきている事柄については、結論的にはだめだということですか。

関産業廃棄物課長 だめというわけではございませんで、技術的な考え方をこれで例

示として明確になっておりますので、それぞれの都道府県において御判断していただければよろしいと考えております。

山本専門委員 そうすると、要望の中で分級処理をする場合にはその装置から排出される時点で土砂か汚泥かの判断をすべきであるとして書いてあるのですけれども、そういう判断をすることもあり得るだろうということなのですか。環境省のお考えとしてどういうことですか。

豊住課長補佐 産業廃棄物課長に随行しております豊住と申します。

分級される前であるというのは、恐らくこの指針に示してある例示の1つとして挙げられているものだと思いますけれども、原則は例示でございまして、その前段の過程として例えば脱水処理の工程があるとか、あるいは汚泥の改良の段階などの通常は産業廃棄物の処理に該当するものがその前段としてある場合、それはその前の時点で汚泥の排出時点というふうにとらえることと考えております。

鈴木主査 「地山掘削」とは何だとかというのはわからないけれども、「あじさい」要望に対しては、この回答は何を言っているのですか。この要望は聞いたと言っているのか、聞かないと言っているのか。

関産業廃棄物課長 失礼いたしました。この中で「おおむね」ということで数値の前に「おおむね」が付いていて、「おおむね」を明確にしてほしいという御要望をいただいておりますけれども、結論で申し上げますと、数値だけで判断できないというものでございますので、そもそも廃棄物かどうかということと、総合的に判断するというところで、大体の例示としての目安がこの程度のものであろうということでありまして、「おおむね」をとって、ある土木工学的な指標の数値だけで、それ以上、以下で一律に客観的に判断するというものではそもそもないと私どもは考えております。

豊住課長補佐 掘削工事において掘削物を現場で分級処理する場合ということの要望につきましてですけれども、前段の部分はそのような地山掘削での取扱いについておっしゃっております、要望部分は後段部分かと思うんですけれども、いわゆる地山掘削以外の掘削工事が出てきたものの分級処理をした後での判断をすべきであるということなのかと思うのですが、地山掘削のケースというのは、基本的に油圧シャベルなどで地面を掘るといった形のもので、土をそのまま取って、土の山ができるわけですけれども、そういったものは土でしょうということがある中で、そうではない工法、最近では地山掘削と言っても、ここで想定しているのは、そのまま土を掘るといった形のものですけれども、水を張っておやりになるケースとか、そういったものがあるそうなのです。そういうもので出てきたものは先ほど来御説明しているどろどろした状態で出てくるものがありまして、山にしたときに水が抜けてしまって、その後できた山が土と認識できるような形であればそれは土なのですけれども、そうではなくて、やはりどろどろしたものです。これについては、その時点で廃棄物だと考えます。

ですから、そこは恐らくそのような泥状のものは別の段階で分級をして、細かいもの

を分けて、その後で見てほしいということかと思うのですけれども、掘削という行為が行われたところで判断することになりますので、もしそういうような状態であれば掘って積んで水が抜けなかったら、その時点で汚泥ということになるかと思えます。

鈴木主査 この回答の中の「当該排出時点」の「当該」というのは、上の方の前段「一般原則」の時点なのか、それとも要望の時点を指しているのですか。

豊住課長補佐 一般原則です。

事務局 つまり、一度どろどろになったら、その後で処理しようと、一度どろどろになった状態ではとにかく一度産業廃棄物だと認定しますよという解釈をしている。そういうことでしょうか。

豊住課長補佐 そういったことです。

事務局 その後で水を抜けば違うようになるかもしれないけれども、一度どろどろになったら、とにかく産業廃棄物だと。この言っている人はそこでは認定しないで、同じ敷地の中でやっているならば、そこから外へ出ないのだったら、その後工程をやって水を抜いたら、その時点ではどろどろになっていないのだから、一連の過程において産業廃棄物と認定しないでと、そう言っているわけでしょう。

豊住課長補佐 そのような御要望があります。

山本専門委員 地山掘削の場合というのは、そのどろどろのものが出てくることはおよそないのですか。

事務局 産業廃棄物でやるときは水をまぜて掘るから、一度はどろどろになってしまふ。要望者はその後で水処理工程をやるから、その敷地から出るときには、どろどろになっていないでしょう。途中になったとしても、一度産業廃棄物として認定するようなことはやめてよと言っているわけでしょう。

豊住課長補佐 そうということかと思えます。ただ、通常は土を水を使って掘削したとします。そのときに掘削したものを脇に置いたときに、例えば粒子が大きい場合には水は抜け、その後泥状ではないという形になりますので、そういったものまでは対象にしなくてはいいいというような考え方はこの通知の中でもあるわけですが、掘って、置いて、そこでさっと水が抜けないようなものもございます。しばらく置いておいても泥状であるというものを、改めて別の機械に入れて、分級をしてから、その後で判断してくれというのは、やはり通常の廃棄物の処理の中では、自らが処理する場合でも、廃棄物の処理として扱われておりますので、建設工事だけ特別にというのはおかしかろうと思えます。

山本専門委員 一般的にお伺いしたいのですけれども、廃棄物に当たるかどうかというのは非常に判断が難しいと言われて、これは実際に裁判等にもなって、刑事事件等にもなることがありますね。そういうことを考えると、あらかじめ定めておくことが非常に難しいということがある一方で、ある程度明確になっていないと、刑事上の構成要件にもなるということで、ある程度明確にしておく必要もあると思うのですけれども、実

際にいろいろ問い合わせがあって、それについて応えるということはやっておられるのですね。

関産業廃棄物課長 廃棄物処理法は昭和 46 年に施行されまして以来、都道府県知事の許可権限で当然許可のときに廃棄物かどうかという判断をして、廃棄物じゃないと関係ありませんので、過去問い合わせ等がございまして、疑義解釈、こういう場合はどうだということで全国共通にするために、ある都道府県知事からの問い合わせに対して全国にお示しするというのをやっております。

大橋専門委員 この通達というのは、都道府県に対して産業廃棄物課長から発出した通達ですか。一般に環境省においては、この種というか、通知・通達というのはどのレベルの人が発出するのかというある程度の標準というか、基準というのはございますか。

関産業廃棄物課長 大変おおまかな分類でございますけれども、極めて技術的なものにつきましては、担当の課長名で通達を出す場合がどうございます。

それに対して、例えば新たな法が施行されたような場合、その立法の精神、施行の考え方等については、部局長名の通達になる場合が、従来から普通でございます。

大橋専門委員 少なくとも、この通達の発出については、課長から出しているわけですから、局長は知らないというか、そういうことですか。関与していないと。

関産業廃棄物課長 形式的には課長名の通知でございますので、課長の権限で出させていただいているということでありまして、勿論、実態的に知らないということではございません。

鈴木主査 課長通達の方が環境省の場合ははるかに多いですか。

関産業廃棄物課長 課長通知が多いです。

鈴木主査 よろしいですか。

大橋専門委員 この「あじさい」要望、先ほどから議論になっている通達の実際の実行状況ということで、例えば問題になっている土砂か汚泥かの判断は、こういう時点でやりなさいという通達が出ているわけですね。2.3の(7)。2.3というのが指針そのものですね。それを解決したものの「建設廃棄物の種類」という「2.3」というのがあって、それが枠になっていて、その後解説として(1)(2)と続いてきて、問題になっているのが、(7)の「建設汚泥の取扱い」ということで、その部分だろうと思うのですけれども、それは間違いありません。

関産業廃棄物課長 さようでございます。

大橋専門委員 この通達では、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるものとは、こういうことだよということが書いてある。こういう指示を平成 11 年ごろから都道府県にしている。その指示が現場の都道府県ではどのようになっているのか。指示と言うと言い過ぎかもしれないけれども、この通達どおりの実行がなされているのか。そうじゃなくて、別の判断がされているのかどうか。その辺の実態について把握はされていますか。

関産業廃棄物課長 網羅的な調査はしておりませんが、これは指示というわけではございませんで、都道府県が廃棄物かどうかいずれは判断しないとならないものがありますので、その際の目安として技術的に示したものでありまして、網羅的な調査ではございませんけれども、私どもの知り得る限りにおいては、これに基づいて御判断していただいていると認識しております。

鈴木主査 ほかによろしいですか。

大橋専門委員 遵守ということを言うと、また問題にされるけれども、一種の、遵守されているということですね。

関産業廃棄物課長 判断する場合の目安として活用されているということでございます。

鈴木主査 それでは、今後また追加していろいろ質問させていただくことがあるかと思えますから、よろしくをお願いします。

どうも御苦勞様でございました。

(松原浄化槽推進室長入室)

鈴木主査 お待たせしてすみません。浄化槽法の施行について、環境省と 30 分程度の時間で意見交換をしたいと思えます。

作成いただきました調査票に基づいて、まず環境省から大体 10 分弱で御説明いただいて、残りは質疑に入りたいと思えますので、よろしく願いいたします。

松原浄化槽推進室長 環境省の浄化槽推進室の松原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

お尋ねがありました通知・通達等についてでございますが、浄化槽法の施行についてということで、「昭和 60 年 9 月 27 日の衛環第 137 号各都道府県知事・各政令市長宛て厚生省生活衛生局水道環境部長通知」と承っております。

「所管府省」は私どもの環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部でございます。

「形式及び宛先」につきましては、各都道府県知事・各政令市長あての通知ということになってございます。

「通知・通達等の性格」でございますけれども、地方公共団体に対する技術的助言として発出されたものと思っております。

「根拠法令」についてでございますけれども、浄化槽法ということになってございます。

「通知・通達等の目的及び概要」についてでございますけれども、浄化槽法が制定されたことに伴いまして、その運用に当たっての留意事項として、それぞれの内容について地方公共団体あてに周知するものということでございまして、まず浄化槽の定義といたしまして、浄化槽以外の法律等の用語につきましては、従来どおりの概念で理解されるものであることなどについて、「浄化槽の設置」につきましては、都道府県知事と特

定行政庁間の連携を密にして、届出が確実になるように努められた、あるいは届出内容を審査の上、適宜所要の措置を速やかに講じられたいということ、浄化槽の設置工事が基準に従って行わなければならないとされたので、周知徹底を図られたいということがございます。

「浄化槽管理者の義務」についてでございますけれども、水質検査の受検といったような義務が課せられたことになったので、適正な維持管理が行われるよう万全を期せられたいこと、浄化槽管理者が自ら清掃を行うことが困難な場合においては、必要に応じて委託などをして、基準に従って保守点検及び清掃が行われるよう指導されたいこと等について書かれております。

「浄化槽の保守点検」につきましては、地域の実情を勘案しつつ、条例を制定されたいということが書かれてございます。

「浄化槽の清掃」についてでございますけれども、業として浄化槽の汚泥を収集・運搬または処分を行う場合は、従来どおり廃掃法に基づく一般廃棄物処理業の許可が必要になるので留意されたいということ、それから、浄化槽の清掃についての基準でございますけれども、浄化槽の清掃に関する専門知識・技能を有していることにつきまして、浄化槽の清掃技術者講習会を修了していることが該当するという取扱いが原則となっております。

「水質に関する検査及び指定検査機関」ということで、水質検査を設置後、それから毎年一回定期検査を受けなければならないこととされたので、周知徹底を図られたいということ、それから受検率の向上が図られるよう、浄化槽管理者等への指導に努められたいということ、指定検査機関の指定というのは、都道府県ごとに一の機関を指定することが適当であるので留意されたいこと、地域ごとでは、検査機関の一元化が図られるよう配慮されたいということ、その他といたしまして、関係職員の確保ですとか、研修、必要な機材の確保について配慮を払われたいということ、浄化槽に関する専門技術者の技術水準の向上に努められたいということ、関係団体の育成・強化を図られたいことなどについて書かれてございます。

「通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由」についてでございますけれども、この通知は浄化槽法の施行に際して地方公共団体が法令の規定を適切に運用する上で留意すべき事項というものを記述してのものでございますので、法令の形式で制定することは、その性質上なじまないのではないかと考えてございます。

強制力の方についてでございますけれども、強制力はないものと考えております。

それから「通知・通達等に従わなかったことによって被る不利益があれば、その内容、法的根拠」ということでございますが、不利益を被ることはないのではないかと考えてございます。

簡単でございますが、以上でございます。

鈴木主査 ありがとうございます。それでは、質問をどうぞ。

大橋専門委員 「あじさい要望」は2つの要望が出てきていると思うのです。1つは、この通達の中で公益法人でやるべきだということを言っている。もう一つは、一地域一つが望ましい。指定法人、指定検査機関というか、そう言っているのですが、まず最初の公益法人の問題について、なぜ公益法人でなければダメなのか。民間法人ではダメなのか。ここに少し書いてあるけれども、中立性だとか公平性が求められるという。だから公益法人というのは論理的には成り立たないのではないですか。もし本当に委託した主体が仮に民間法人であったとしても、民間法人が行う業務について中立性なり公平性が確保されるような契約上の措置をとるとか、いろいろな措置によって十分中立性とか公平性が課せられるし、あるいは検査業務の安定性とか継続性というのも契約上きちっとやって、やらなかった場合には、ペナルティーを課するという措置をとることによって、この安定性、継続性というのが担保されるわけだから、民間法人の業務としてはなじまないというのは理由にはならないと思うのですが、いかがでございますか。

鈴木主査 技術的指導だとおっしゃっておられるけれども、その中には1つの事業者に絞るといふ需給調整的な要素が入っているではありませんか。これは一般的に言ったら、非常に大きな権利の制限にもなる。それから主体がそうなおるといふのは、単に技術的基準だとおっしゃっておられて、これもまた後で聞きますが、なじまないと言っておられるが、要するに他の者を排除するという重要な権利事項まで盛り込んでいいのですかという意味の質問と理解してください。

松原浄化槽推進室長 1番目のことについては、省令についてのお尋ねだということで理解してよろしいでしょうか。

大橋専門委員 「あじさい要望」に関してです。省令です。

松原浄化槽推進室長 そのことについてお答えしても差し支えないわけですか。一応お尋ねですので、申し上げますけれども、専門委員から御指摘ございましたけれども、浄化槽の法定検査の方についてでございますけれども、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等といったような各段階に問題を明らかにいたしまして、究極的には浄化槽向上の改善命令といった行政処分と深く関係するものでございますので、その高度な中立性ですとか、公平性というものが求められておりますし、また、検査業務の安定性、継続性といったものも高度に求められておりますので、私どもとしては、通常の法人の業務としてはなじまないのではないかと考えてございます。中立性とか公平性といったものにつきましては、浄化槽の設置工事ですとか、保守・点検、清掃といった点についての問題点といったものを指摘するというところでございますので、関係業者の干渉というのが考えられる一方、依頼者というのが個人の家からということでございますので、専門知識が乏しくて、検査の意欲も必ずしも高くはない現状におきましては、適正な選択が行われにくくて、安くておざなりな検査に陥りやすい構造になるということでございますので、ともすれば通常の法人によります検査ですと、中立性、公平性が損なわれる可能性があるのではないかと考えてございます。

通常の民間の法人の場合ですと、採算性が常に問題になりますので、特に僻地等におきまして、検査を積極的に行わない、あるいは撤退するという混乱があるのではないかと、要望については対応させていただいたという経緯がございます。

こちらの通知の方のお尋ねでございますけれども、一の機関を指定することが適当であるということについてのお尋ねかと思っておりますけれども、こちらの方は私どもの方としては、今申し上げたこととも関連いたしますけれども、中立性、公平性の確保、特に僻地等の検査を十分に担保するためということにつきましては、一の機関を指定することが適当だという考え方を示させていただきます。

ただ、これにつきましては、都道府県の方で地域の実情に応じまして、一を超える機関を指定されているということでございますので、ここで指定をしていることが直ちに不当な不利益を及ぼしているということはないのではないかと考えております。

以上でございます。

山本専門委員 こういった検査業務等に関しては、政府全体で行政委託型公益法人の見直しを何年か前からやっていると思うのですけれども、その対象にはこれはなっていないのですか。これは、見直しはしていないということですか。

松原浄化槽推進室長 今、経緯の方を承知しておりませんので、申し訳ございません。

山本専門委員 ただ、指定機関だから、県に一を限っていう場合もなっているのじゃないですかね。

大橋専門委員 今の室長の話は、私どもの規制改革・民間開放推進会議の問題意識と全く逆行する考え方だな。

鈴木主査 そういうふうに、まず皆さんがおっしゃる。

大橋専門委員 つまり、民間は頼りにならぬ。信用できないと言っておるのだよ。そんなばかなことはない。公益法人だって、いいかげんなやつはいっぱいいるのですよ。むしろいいかげんなやつが多いくらい。昔、私は公益法人を調査したことがあるけれども、休眠法人はざらにある。

鈴木主査 これは俎上に上げていないから。

山本専門委員 形式的なことなのですけれども、1つは、公益法人に限るというのは、これは省令の中に書かれている。それから、都道府県に原則として一に限るというのは、これは技術的助言の中に書かれていて、これは法律では書けないということですか。法律で書くのは適当ではないというお考えですか。

松原浄化槽推進室長 最終的には地方公共団体の方でお考えいただく事項でございますので、そこについては法令で一律に書くことは適当ではないと思っております。

山本専門委員 公益法人要件は省令ですから、これは拘束されますね。

松原浄化槽推進室長 ですから、公益法人要件というものと、都道府県に一を限るということについては、私どもが望ましいと考えているレベルに違いがあるということです。

鈴木主査　そこで私が聞きたいのは、性質上なじまないと書いてあるのは、2つ意味があります。いわゆる地方に任せているからという、地方自治の性質上というのと、単純に技術的な要件を定めておるから、それを法律に書くのはオーバーだという2つあるけれども、そのうちのどっちなのですか、この性質上という意味は。

松原浄化槽推進室長　おっしゃっている意味が理解できてないのかもしれませんがけれども、本来的にこちらの方につきましては、地方公共団体がそれぞれの事情に応じてお決めいただくものであって、全国で一律にお決めいただくものではないと。

鈴木主査　地方に任せているからという意味ですね。

松原浄化槽推進室長　そうです。

鈴木主査　本当に地方に任せているけれども、よろしかったらこういうことを配慮してみてくださいという意味だということですね。違ったことをやっても結構でございます、こういうことを言っているのですね。

松原浄化槽推進室長　現に複数の都道府県の方ではそういうふうにおやりになっております。

山本専門委員　これは省令の問題になってしまいますが、公益法人要件は、むしろ法律の中に書かれる例の方が多いのではないだろうかという気がするのです。

それから、都道府県に一を限ってというのも、これも法令の中に書かれる例もございますね。例えば都道府県に一を限ってというのですと、道交法の交通安全活動推進センターとか、これは都道府県に一を限って指定することができるかと書かれている。ですから、むしろ公益法人要件というのは全国に一を限っているというのは、地方の実情に応じてというお話でしたから、これは書けないのかもしれませんが、公益法人要件などは、むしろ法律に書かれるのが普通なのではないかという気がするのですが、この点は余り問題がないとお考えですか。

松原浄化槽推進室長　特に省令で書くことが不適當かどうかということについては、すべての法令を見ているわけではないので、よくわかりませんが、私としては、別に省令に書いてあっても、特段問題はないのではないかと考えております。

山本専門委員　それから全国に一を限ってという方なのですか、しかし地方の実情に応じてというお話ですね。それでも依然として全国に一を限るのを、言わば原則とするという書き方でしたか。適當であると書いてあるのですが、今でもこれは適當だということをお考えなわけですね。

松原浄化槽推進室長　一般的には適當なのではないかと考えておりますが、最終的には地方公共団体の方が地域の実情に応じて決定されるべき事項だと考えてございます。

山本専門委員　一に限るのがなぜ適當なのかということなのですか。

松原浄化槽推進室長　これも特に僻地等での検査というのが重複した場合に十分に行われるのかどうかということが懸念されているということが一つございます。

山本専門委員　重複すると行われなくなるということですか。

松原浄化槽推進室長 重複するとそういうことが行われると思っております。一元化を図ることが重要であるという言い方もここではしていると思います。

山本専門委員 それで、僻地においても、事業が行われるような形の監督等をすれば、十分なのではないかという気もするのですが、一に限る必要はあるのですか。

松原浄化槽推進室長 区割りをすることによって、僻地でも十分にある程度のバランスがとれた検査がしやすいと思って、私どもとしては、一をもって限ることが原則としては適当なのではないかと思っておりますが、地域の実情に応じてはいろいろあるかもしれませんので、最終的には都道府県が御判断いただくことになると思っております。

山本専門委員 そうすると、技術的助言としては、僻地等で十分な事業が行われるように確保することというような程度の定めでよいのではないかという気もするのですが。

松原浄化槽推進室長 それだと逆に助言をする、一応全国津々浦々行われることは望ましいということは自明のことであると思しますので、それに付加して一を限った方がやりやすいのではないかということをお願いしているだけでございまして、逆にそれがなければ助言していることにはなっていないのかもしれませんが。

山本専門委員 助言という場合は、どうして助言をするのかというのがはっきりわからないと、なぜこういうものがあるのか。

つまり、政省令等ですと、結果だけ示せばいいのかもしれませんがけれども、助言の場合はなぜこういう助言をするかということがわかっていないと、それに自分は従うと判断するのか、あるいはこれとは少し別の判断をするのかということが地方公共団体で判断できないのではないかと思うのです。確かに自明のことではあるのですがけれども、なぜ一に限るのかというのははっきりさせるべきなのではないかという気がするのですが、いかがですか。

松原浄化槽推進室長 どこまで通知の中で細かく書くかという話はあると思っておりますけれども、そういう考え方は一つあり得るのかもしれませんが。

鈴木主査 技術的助言の領域を超えておるということで、要するに参入規制をしておるだけのことで、そういう助言だとか何かのふりをして、実は特定権益を守るための規定を忍ばせておる。これは霞が関流の常套手段なのだが、この通達でそういうものが入り込むのですね。これは典型例だと思う。

大橋専門委員 現在都道府県の中に複数の機関を指定しているところはございますか。

松原浄化槽推進室長 ございます。

大橋専門委員 どのくらいですか。

松原浄化槽推進室長 8都道府県で行われていると思っております。

鈴木主査 それはおたくの方に、私のところ複数にしますというごあいさつはあるのですか。それとも、何のごあいさつもなくなってしまうのですか。

松原浄化槽推進室長 たまたまお聞きしたということでございますので、事前に私どもの方に相談しろという取扱いにはなっておりません。

鈴木主査 これもまた新たな通達が出してあるのですか。

松原浄化槽推進室長 相談してくれというような取扱いにはなっておりませんで、私どもが事後的にお調べしたらそういうことでした。

鈴木主査 事後的に調べたら勝手につくっておったということですね。

大橋専門委員 先ほど一に限る理由として、過疎地における検査などを確保する必要があるというような意味合いのことをおっしゃったけれども、私はよくわからなかったけれども、8都道府県においては複数の検査機関が指定されているわけだけれども、そういう都道府県では複数の機関を指定しても、過疎地における検査など、何の支障もないと考えて、複数の検査機関を指定しているということですか。

松原浄化槽推進室長 まさに地方公共団体が自ら考えておやりになっているので、その理由まではお伺いしておりません。ただ、その場合でも特定の地域においては、この検査機関がおやりになるという指定のされ方を行っているのではないかと思います。

鈴木主査 今の世の中でこういうものが出てきて、中央省庁の通達だったら大問題となる話なのです。だから、地方に対しての助言であって、地方は聞かなくてもよいと言うけれども、とりあえず「あじさい」の解決としては、この通達自体というものの公益法人要件とか一機関要件というものは削る。そういう再通達を出す意思はありますか。

松原浄化槽推進室長 公益法人の方は省令という取扱いだと思いますけれども、この通知の方でございますけれども、これは基本的には私どもとしては一を限ることは普通は望ましいのではないかと考えておりますので、都道府県の方では逆に事情がある場合には複数指定されているという実情もございまして、この通知を出し直すということは考えてございません。

鈴木主査 あなたの方がミスリーディングというか、都道府県に対して非常に間違っただ指導をされているというふうには思ってはくれないということになると、本格的に、なぜ一つにするのだという議論をせざるを得ませんけれど。

松原浄化槽推進室長 ただ、都道府県の方におかれましては、現に複数実情に応じて。

鈴木主査 そういうものが8つあるのはわかっている。わかっているけれども、こういうものがあつたらそのほか気の弱い都道府県では、あなたの方の顔を見て、気にするでしょう。気にしないのだったら、こんなもの書くことはない。

松原浄化槽推進室長 一応お読みになって、こういうことも考慮しなきゃいけないかなとお考えになっているとは思いますが、それで過度に国に対して萎縮して、本当に地方の実情に合ったことができないという事情には今のところなっていないのではないかと私どもも思っているところでございます。

鈴木主査 それだったら無意味なのだから、削りなさいよ。需給調整とかいうのは、

はるかかなたに消えていくのが当たり前のことで、浄化槽の検査機関は一つだというのはおかしな話だね。

松原浄化槽推進室長 別に需給調整を目的としてお示ししているわけではございませんで、あくまでも検査を適切に行っていただきたいということでお出ししているものでございますし、都道府県の方々としても、そういうところはおくみとりいただいて、こういった考え方も考慮に入れながら、最終的には都道府県の方で御判断いただいていると思っています。

鈴木主査 要するにここに通知・通達のたぐい、指導の助言のたぐいというものでやってはならない、限界を超えたものがこうやって忍び込むという典型例がありますというふうに理解して、引き続きいろいろ御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力いただきたいと思います。

今日はどうも御苦勞様でございました。